

186 わかりやすい！第6類消防設備士試験 新訂第1版 第3刷 正誤表

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

| 頁 | 箇所 | 誤 | 正 |
|-----|------------|--------------------------------------|--|
| 51 | 問題23 解説 | (2)【問題20】参照 | (3) 【問題20】参照 |
| 155 | 最下行 [例題の答] | ・・・ A 火災 (普通火災) | ・・・ C 火災 (電気 火災) |
| 157 | 下から9行目 | (安全弁⇒二酸化炭素消火器、ハロン1301消火器に使用されている) | (安全弁⇒二酸化炭素消火器、ハロン1301消火器及び 100cm³を超える加圧用ガス容器 (作動封板付きは除く) に使用されている) |
| 194 | 8行目 | ただし、製造年から8年を経過したものは別ロットとする。 | ただし、製造年から8年を経過した 加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を経過した蓄圧式の消火器 は別ロットとする。 |
| 240 | 2行目 | (この 6 の項目のみ・・・) | (この 7 の項目のみ・・・) |
| 249 | 表の下(13) | (14 の⑩と 15 の⑥の違いに要注意) | ((12) の⑩と (13) の⑥の違いに要注意) |

P118 こうして覚えようの下の※部分の括弧を入れ替える

| |
|---|
| <p>※3項イとロについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が<u>講じられていないもの</u>」が対象です。 ○ 下線部が「防火上有効な措置が<u>講じられているもの</u>」については⇒②のグループに入る(150㎡以上で設置義務)。 ○ 「火を使用する設備や器具」を設けていないもの⇒消火器具の設置そのものが不要。 |
|---|

P119のトップに追加

| | |
|----|-----------|
| 3※ | イ 料理店、待合等 |
| | ロ 飲食店 |

※3項イとロについて、「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられているもの」についてはこの②のグループに入ります。